

府政共生第455号
26文科初第327号
雇児発0604第1号
平成26年6月4日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附 属 幼 稚 園 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川光夫

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

前川喜平

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

石井淳子

(印影印刷)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律施行令の公布について（通知）

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「新法」という。）の規定等に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号。以下「施行令」という。）を制定し、本日公布いたしました。条文等の関係資料は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

施行令の内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 認定こども園の認定又は認可の申請者の欠格事由関係（第1条から第3条まで関係）

（1）認定こども園の認定又は認可の申請者の欠格事由となる国民の福祉又は学校教育に関する法律（第1条関係）

新法第3条第5項第4号において幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請者の欠格事由が、新法第17条第2項において幼保連携型認定こども園の認可の申請者の欠格事由が規定されており、その欠格事由の一つとして、申請者が、国民の福祉又は学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときと規定されている（新法第3条第5項第4号ロ及び第17条第2項第1号）。この政令で定める法律として、以下のものを定めることとしたこと。

- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・教育職員免許法（昭和24年法律第147号）
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

(2) 認定こども園の認定又は認可の申請者の欠格事由となる労働に関する法律の規定（第2条関係）

(1) と同様に、認定こども園の認定又は認可の申請者の欠格事由の一つとして、申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときと規定されている（新法第3条第5項第4号ロ及び第17条第2項第1号）。この政令で定める労働に関する法律の規定として、以下のものを定めることとしたこと。

- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条、第118条第1項（同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- ・最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
- ・賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定

(3) 認定こども園の認定を取り消された場合に欠格となる使用人（第3条関係）

新法第3条第5項第4号ニにおいて幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請者の欠格事由として、新法第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるときと規定されており、当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその事業を管理する者その他政令で定める使用人であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含むこととされている。この政令で定める法律として、新法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園）に係る事業を管理する者を定めることとした

こと（※事業を管理する者とは、認定こども園の長のことを指す。）。

なお、認定こども園の類型を変更するような場合については、新法第7条第1項の規定による認定の取消しではなく、事業者の申出に応じて、認定の効力を将来に向けて失わせ、変更後の類型の認定を行うものとする（このことにより、認定こども園の類型の変更は、新法第3条第5項第4号の規定による認定の申請者の欠格事由には該当しないこととなる）。

2. 学校教育法及び学校保健安全法の技術的読替え及び学校保健安全法施行令の準用関係（第4条から第7条まで関係）

（1）学校教育法及び学校保健安全法の技術的読替え（第4条及び第5条関係）

新法第26条において学校教育法第5条、第6条本文、第7条、第9条、第81条第1項及び第137条の規定を、新法第27条において学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第3条から第10条まで、第13条から第21条まで、第23条及び第26条から第31条までの規定を幼保連携型認定こども園について準用することとされており、これらの規定中「校長」とあるのは「園長」と、「児童生徒等」とあるのは「園児」とする等の技術的読替えをするものとする。

（2）学校保健安全法施行令の準用（第6条及び第7条関係）

新法第27条において準用する学校保健安全法第18条及び第19条の規定に基づく政令委任事項として、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第5条から第7条までの規定について、必要な読替えを行った上で準用することとしたこと。

3. 幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存関係（第8条関係）

子ども・子育て会議で取りまとめられた「幼保連携型認定こども園の認可基準について」（平成25年12月26日）において、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録、認定こども園こども要録に倣い、幼保連携型認定こども園の園児についても園児要録（仮称）を作成することとされたことから、幼稚園を含む学校に係る規定として整備されている学校廃止後の書類の保存の規定（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第31条）と同様に、公立の幼保連携型認定こども園が廃止されたときは当該幼保連携型認定こども園を設置していた地方公共団体の長が、私立の幼保連携型認定こども園が廃止されたときは当該幼保連携型認定こども園の認可権者となっている都道府県知事（指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）が、それぞれ当該幼保連携型認定こども園に在籍し、又はこれを卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類（園児要録（仮称））を保存しなければならないこととしたこと。

※本条の主務省令で定めるものとして保存期間等を想定しており、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）を改正して盛り込む予定。

4. 附則関係

(1) 施行期日（附則第1項関係）

一部改正法の施行の日から施行することとしたこと。

(2) 個人立幼保連携型認定こども園の設置に係る特例における認可の申請者の欠格事由となる国民の福祉又は学校教育に関する法律（附則第2項関係）

一部改正法附則第4条第1項の規定により、一部改正法の施行日の前日において現に存する幼稚園を設置している個人が、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合、同条第2項の規定により、新法第17条第2項の規定を読み替えて適用することとされている。この規定による読替え後の新法第17条第2項第1号の2の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、施行令第1条に掲げる法律とすることとしたこと。

5. その他の留意事項

(1) 一部改正法附則第3条第1項の規定により、新法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園で幼稚園及び保育所で構成されるもの）を構成する幼稚園及び保育所の設置の認可は、一部改正法の施行に伴い、当然に失効するものであるから、学校教育法第4条第1項の規定による幼稚園の廃止の認可及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第35条第12項の規定による保育所の廃止の承認は不要であること。

ただし、新法第17条第1項の設置の認可の際、認可証などの幼保連携型認定こども園であることを証明する書類を事業者に対して交付する取扱いとする場合、一部改正法附則第3条第1項の規定により、新法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園についても、当該書類を事業者に対して交付する取扱いとすること。

(2) 一部改正法附則第7条の幼稚園の名称の使用制限に関する経過措置については、同条の規定に基づき、一部改正法の施行日以後、幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置する場合はもちろんのこと、一部改正法附則第3条第1項の規定により、新法第17条第1項の設置の認可があつ

たものとみなされた旧幼保連携型認定こども園を構成していた幼稚園についても適用されるものであること。

[参考] 内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

(添付資料)：施行令の条文（官報掲載版）

本件担当：

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-5253-2111（代表）内線 45957

FAX：03-3581-2521

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL：03-5253-4111（代表）内線 3761

FAX：03-6734-3736

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7920

FAX：03-3595-2674